

住宅リフォーム費用を商品券で助成します

市では、住宅関連産業や地域経済の活性化のため、一定の要件のもとで住宅をリフォームした時に、その費用の一部を陸前高田地域商品券で助成します。

この機会に住宅リフォームを考えてみてはいかがでしょうか。

(期間は平成26年度末まで)



陸前高田市住まいるリフォーム支援事業の概要

【リフォームとは】

住宅の修繕、補修、模様替え等の住宅の機能維持又は機能向上のための工事です。建築設備単体の交換や外溝工事は除きます。

【対象となる住宅】

陸前高田市内にあって、次のすべてを満たす住宅が対象です。

- ① 専用住宅若しくは、住宅部分が1/2以上の併用住宅。
- ② 建築後5年以上経過していること。
- ③ 過去に、この事業に基づく助成を受けていない住宅

【対象となる工事】

- ① 工事費が50万円以上の工事
- ② 市内に主となる事業所、若しくは本店を有する法人又は個人で、リフォームを施工する者が実施した工事
- ③ 集合住宅については、居住専用部分に、併用住宅については、住宅部分で実施したリフォーム工事

【助成の方法】

工事費の1/5以内に相当する額(1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とし、30万円が上限です。

リフォーム工事完了確認後に、相当額を陸前高田地域商品券で助成します。

【申請】

申請書に必要書類を添え、工事着工前に申請してください。工事の着手は補助金交付決定通知を受領後となります。

【申込み・お問合せ先】

陸前高田市 建設部建設課住宅推進係

電話 0192-54-2111 (内線404・405)

年 月 日

陸前高田市長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
連絡先

陸前高田市住まいるリフォーム支援事業助成申請書

住まいるリフォーム支援事業の助成を受けたいので、下記のとおり申請します。
記

1 助成申請額 円

経	全体工事予定額	円
費	助成対象工事予定額	円
補	助 率	1 / 5

2 添付書類

- (1) 工事の費用の明細書又は見積書
- (2) 工事の設計図書又は施工箇所の見取図
- (3) 現況の写真
- (4) 当該住宅の建築年がわかる書類
- (5) 市の職員が調査することの承諾書
- (6) 市長が必要と認める種類

……………以下についても必ず記入し押印してください。……………

承諾書兼委任状

陸前高田市住まいるリフォーム支援事業に係る審査のために必要な資産及び課税状況確認書類の交付申請の一切の権限を陸前高田市長に委任し、また必要な調査について陸前高田市長が行うことを承諾します。

年 月 日

(委任・承諾を行う者) 住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

世帯構成員氏名 (すべて記入すること)
